

第9章 その他のごみ処理関連施設の検討

焼却処理施設以外のごみ処理関連施設について、以下のとおり整理する。

1. 粗大ごみ(不燃ごみ)処理施設

粗大ごみ(不燃ごみ)はそのまま埋立処分を行うと見掛比重(空隙を考慮した比重)が低く、埋立処分場の容量を逼迫する要因となる。また、可燃物、鉄等の金属や不燃物と複数の素材が組み合わされるため、破碎と選別を行い、可燃物は焼却処理し、金属類は再資源化することによる、埋立処分量の削減効果は大きい。

また、可燃性残渣を焼却処理するため、焼却施設に併設する方が効率的であり、広域化にあたって併せて整備する方がトータルコストにおいて、より合理的であるため粗大ごみ(不燃ごみ)処理施設については、新設するごみ処理施設に併設することとする。

2. その他のごみ処理関連施設

「1. 粗大ごみ(不燃ごみ)処理施設」以外のごみ処理関連施設としては、以下のものがある。これらの施設の整備については、今後、検討を行うこととする。

○リサイクルセンター

資源ごみの選別、圧縮や梱包等を行う施設。施設整備にあたっては、基本的には分別の種類を統一することが望ましい。

現在は、構成市町では資源ごみの処理の多くを民間委託により実施している。

○ストックヤード

処理を必要としない資源ごみや、民間委託により処理を実施する場合の資源ごみを一時貯留する施設。リサイクルセンターを整備する場合には、一体で整備するケースが多い。